

## 申請に対する処分個別票

|                   |  |
|-------------------|--|
| 所管局部担当名<br>(電話番号) | 健康局保健所管理課<br>(06-6647-0654)  |
| 処分担当名             | 同上   |
| 処分の名称             | 指定小児慢性特定疾病指定医の指定   |
| 概 要               | 児童福祉法施行規則第7条の10の規定に基づき、申請のあった医師を指定医に指定する。  |
| 根拠法令等<br>及び条項     | 児童福祉法施行規則第7条の10<br>大阪市小児慢性特定疾病指定医の指定に係る事務取扱要領<br>(大阪市保健所管理課に設置)  |
| 審査基準              | 診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、次のいずれかに該当し、かつ、指定医の職務（小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成）を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。<br>ア 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。<br>イ 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。）を修了していること。 |
| 標準処理期間            | 30日程度  |
| 経由日数              | なし   |
| 提出先               | 健康局保健所管理課  |
| 提出時期              | 随時   |
| 提出方法              | 指定小児慢性特定疾病指定医認定申請書を健康局保健所管理課へ提出してください。   |
| 手数料               | なし   |
| 相談窓口              | 健康局保健所管理課  |
| ホームページ            | <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html</a><br><a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000336373.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000336373.html</a>   |
| 備 考               |  |